規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ 12回 2024．04．24

## M回品

福島大学 経済経営学類 教授前橋工科大学 学術研究院特任教授（クロスアポイントメント）

吉 田 樹

## 自己紹介

## 吉田 樹（よしだ いつき）福島大 教授／前橋工科大 特任教授


－千葉県松戸市生まれ。東京都立大学大学院都市科学研究科博士課程修了。博士（都市科学）。
－首都大学東京都市環境学部リサーチ・アシスタント，同助教，福島大うつくしまふくしま未来支援センター特任准教授を経て， 2013年4月より福島大経済経営学類准教授。2023年4月 より，クロスアポイントメント制度で前橋工科大にも籍を置く。

- 専門：地域交通政策，地域観光政策，地域経済論
- 東北•関東を中心に各地（八戸圏域，那須地域，秩父地域，沼津，飯能，長野県須坂，小田原，和光，武蔵野市，札幌，仙台…全国約40地域）の公共交通政策に携 わり，「現場での実践」に基づく理論構築に努める。
－な著書に『生活支援の地域公共交通』（学芸出版社：第 35回交通図書筫（第一部：経済•経営部門））
－交通政策審議会地域公共交通部会臨時委員などを歴任


## 日本における地域交通の特醏と課題

- 国際的に「稀有な」日本の公共交通とその限界
- 日本の地域公共交通は，交通事業者の「営利事業」であった
$\rightarrow$ エリア独占と内部補助によるサービス維持（需給調整規制）
－2002年の「規制緩和」で，乗合バスの需給調整規制は撤廃
$\rightarrow$ 不採算路線の維持に関わる意思決定は自治体に移行
$\Leftrightarrow$ 自社の赤字負担は消えず，新規参入も限定的：運転士不足
■ 現在は，「協議会」での意思決定を重視した政策に
－ニ法協議会を活用し，自治体の意思で「できること」は拡大
$\Leftrightarrow$ 都市圏で活用例に乏しく，「諸問題」の解決に非力な現状
－地域交通政策は，交通事業者や地域住民等との責任分担が必要•••行政だけでは完遂できない（ $\Rightarrow$ 「共創」へのシフト）
$\rightarrow$ 合意形成の過程なくして，相手からの「信頼はは得られない
制改革への期待は，地域交通の「底上げ」にある


## 地域交通を再設計（リ・デザイン）する意義

## 都市規模別に集計した交通分野の家計支出

－地方都市圏は，自家用車の維持•利用に関わる支出が多くなる傾向。交通分野の支出が家計に重くのしかかる $\Leftrightarrow$ クルマ以外の選択肢を求める若者層…居住地選択に影響

| （2019年 計調査） ※2人以上世帯 | $\begin{gathered} \text { 交通分野の } \\ \text { 家計支出 } \end{gathered}$ | 公共交通運賃等 | 自家用車維持•利用 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 政令指定都市／東京都区部 | 226， 125 | 72，800 | 153， 325 |
| 人口15万以上の都市（上記除） | 249， 243 | 52，536 | 196， 707 |
| 人口5万以上15万未満の市 | 268， 379 | 45， 911 | 222， 468 |
| 人口5万未満の市／町村 | 286， 289 | 29， 065 | 257， 224 |
|  | （円） | （円） | （円） |

自家用車依存度が高い地域では，家計や生活時間に余裕が生まれず，「地方創生」が一層困難に

## 地方都市の「酷い踧滞ににどう対応するか

$\square$ 高崎駅～本町（前憍市）間：時刻表上40分／実際73分


## 参考：道路整備するほど使われる自家用車

## 主要道路の整備量が多い都市ほど自家用車依存

－主要道路（国道•県道）の整備量が高い県庁所在地（特別区部を含む） ほど，自宅外通勤•通学者の自家用車分担率（2020年国調：徙業地•通学地集計が高い傾向

```
                                    「統計でみる都道府県•市区町村のすがた」より吉田作成
```



## 「事業者任せ」と「自治体丸抱え」の両極端

■「基幹的サービス」を支える視点が弱い日本バス協会『日本のバス事業』
－交通事業者が運営•運行す る路線には「基幹的サービ ス」も多く含まれる
－地方部も概ね収支率6割以上を確保。他国より高水準


コミユニティバスやデ マンド交通の収支率は多くが2割未満
－事業者任せのサービス と，行政丸抱えのサー ビスとが極端に二分さ れ，公共交通空白域の解消に偏重しすぎてい る点が日本の課題


## タクシーより低い乗合バスの原価

－F県のタクシー原価
（2017年度：34社データより吉田推計）

| 費用内訳 | 総走行キロ <br> 原価（円） | 割合 |
| :---: | :---: | :---: |
| 運転者人件費 | 93.9 | 54．0\％ |
| その他人件費 | 9.8 | 5．6\％ |
| 燃料油脂費 | 14.2 | 8．1\％ |
| 車両修繕費 | 3.4 | 2．0\％ |
| 車両償却費 | 3.7 | 2．1\％ |
| 自動車リース費 | 1.6 | 0．9\％ |
| その他運送費 | 11.3 | 6．5\％ |
| 一般管理費 | 34.5 | 19．8\％ |
| 営業外費用 | 1.6 | 0．9\％ |
| 計 | 173.9 | 100．0\％ |
| 実車率： | $.6 \%$ |  |

## 東日本の乗合バス原価

（2017年度：『日本のバス事業』より）

| 東北（民営） | 324．35円 |
| :---: | :---: |
| 羽越 | 336．45円 |
| 長野 | 445．48円 |
| 北関東 | 291．27円 |
| 千葉 | 447．09円 |
| 武蔵•相模 | 509．02円 |
| 京浜（民営） | 631．22円 |
| 乗合バスは原価を限界ま <br> で切り詰めてきた現実 |  |
|  |  |
| 地方タクシー（非流し）の |  |
| 非効率さ（流し地区と同じ |  |
| 事業 | 限界） |

## 現行の「自家用車活用事業」はどう作用？

## 地方都市や農山村地域の「底上げ」には至りにくい

－各都道府県における2019年の輸送実績より下記を推計


## 地域交通の「底上げ」に求めたい規制改革

■「非流し」地域のタクシー事業制度は再編が必要
－「流し」主体（＝事業者の選択性が低い）の地域と，「呼び出し」主体の地域（＝選択性が高い）が同じ市場を前提にすることの限界
$\rightarrow$ 値付けの多様化（例：ダイナミックプライシング，会員制定額）が必要
$\checkmark$ ダイナミックプライシングは「流し」地域でも有効
$\checkmark$ タクシー特措法の（準）特定区域は「協議運賃」の対象外（自家用有償旅客運送の方が「自由」に設定できる現状）
■「78条3号」を郊外•過疎地域の「底上げ」に活かす

- 運営継続が難しいタクシー会社や営業所を「承継」できるように
- 過疎地域等の小規模事業者（管理者自体が高齢に）
- 自治体の「中心部」から離れた営業所（一般管理費を下げつつ，中心部からの長距離回送も回避できる）
－「掛け持ち」型の地方都市郊外や農山村地域の地域交通に対応 －社会福祉法人，医療法人，農協，NPOなど「有償運送」で実績あり


## 「赤字補填」から「サービスの購入」へ

## 官民連携手法の「契約」に対応させた制度に

－行政費用を抑えつつ，社会課題の解決を図るファイナンス手法 に，PFS（Pay for Success）やSI（Social Impact ond）が存在。成果指標（impact）の達成度に応じて対価•報酬が支払われる
SIB：事業者が金融から資金調達。行政からの報酬で返済


協議会の「実質化」や補助制度の「転換」が必要

